

「硫酸コリスチン」が飼料添加物として使用 禁止になります（平成30年7月1日から）。

◆平成30年7月1日以降の使用は飼料安全法違反になります◆

飼料安全法のルールが改正され、硫酸コリスチンは今年7月1日に飼料添加物としての指定が取り消されます。同日以降は、硫酸コリスチンを飼料添加物として含有する飼料を使用、又は販売・授与のために製造・保存することは飼料安全法違反になります。

現在、飼料添加物として硫酸コリスチンを含む飼料が市場に流通していますが、7月1日以降、これらを在庫として保存したり、誤って家畜に使用しないでください。

7月1日に多くの在庫を抱えることがないように、計画的に飼料を購入してください。



飼料を使用する前に硫酸コリスチンが含まれていないか飼料の表示を確認しましょう！

※改正の趣旨

硫酸コリスチンは、畜産分野では動物医薬品として使用されるだけでなく、飼料添加物としても使用されています。家畜への抗菌剤の使いすぎなどが、薬剤耐性菌(抗菌剤が効かない細菌)の増加を招き、人や動物の治療を困難にすることが懸念されています。

食品安全委員会で、硫酸コリスチンの飼料添加物としての利用は人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあると評価されたことから、農林水産省は硫酸コリスチンの飼料添加物としての指定取消しを決定しました。

☆詳細は、農林水産省HPに掲載されています。

飼料添加物「硫酸コリスチン」の指定取消しについて を御覧ください。

URL : <http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryu/attach/pdf/index-24.pdf>

○御不明な点は、以下にお問合せください。

畜産振興課環境飼料担当 TEL:028(623)2350 FAX:028(623)2353

県央家畜保健衛生所 TEL:028(689)1200 FAX:028(689)1279 (夜間・休日) 090-7205-0895

県南家畜保健衛生所 TEL:0282(27)3611 FAX:0282(27)4144 (夜間・休日) 090-7205-1402

県北家畜保健衛生所 TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825 (夜間・休日) 090-7205-1826